

第16回（仮称）箱根町住民自治基本条例策定委員会 会議録

日 時：平成 20 年 3 月 24 日（月） 17：45～18：30
場 所：箱根町役場 分庁舎 第 5 会議室
出席者： 策定委員 芝、小川、飯田、川口、小林、清野、 高畠、田崎、村上 箱根町 町長、副町長、企画観光部長、 企画課長、古谷、吉田 サ-ハ`イリサ-チセンター 一杉

1 調査研究報告書（条例素案）の提出について

委員長

いよいよ、町長に報告書を提出する段取りができた。これまで長い間、毎月のように集まり検討を重ねてきたが、ここまで来ることができたのは、皆さんが知恵を出しあったことの賜物だと思っている。これを町長、また議会の方々に評価していただくことは、楽しみであり不安でもあるが、この1年半ここまでこぎつけられたことを委員長として感謝している。

これまでの検討の結果を「調査研究報告書」として町長に提出するわけだが、本日は町長・副町長をはじめ幹部職員の方々にもご出席いただいているので、各委員から一言ずつお願いしたい。

委員

箱根全山の労働組合の代表という形で、この委員会に参加させていただいた。箱根町のおかれている現状、企業や個人を取り巻く町の環境、色々なことを勉強させていただいた。私自身、箱根町に来て4年半、町の状況については分からないこともあるが、この委員会に参加させていただいたことで勉強になったということと、また町職員の方たちの情熱、前向きさは私にとって大きな励みになり、ここまでくることができた。

今日提出させていただく報告書を、町の方たちがどう感じるかというのが一番大事なところで、これを提出した後は、一町民としてしか見ることができないが、ここまで参加させていただいた責任もあるので、この先も見守らせていただきたいと思います。

委員

社会教育委員の代表として参加させていただきました。条例をつくることは初めての経験で、これが出来上がるまでには苦労したが、大変有意義な機会を与えていただき満足している。これから町、議会で検討していただき、町民の方に示していく訳だが、この条例を基に、他の条例と結びつけながら、町全体がさらに機能を果たして立派な町になるよう、また地域に戻って、みんなに知らしめていきたいと思っている。

委員

ボランティア協議会の代表として参加させていただきました。障がいをもった方というのは、かなり厳しい立場にあるので、この条例ができたなら、是非障がいをもった方々にも町民の一員として、希望のある将来を生きていけるように骨を折っていただきたいと思います。

委員

女性会連絡協議会の代表として出席させていただきました。一般主婦の視点で、この条例が今後活かされることを望んでいる。

委員

青少年指導員の代表として出席させていただいている。その立場からみて、この箱根町の自治基本条例は、これからの若者にとって非常にいいものができるのではないかと思います。箱根は観光立町であり、普通の市町村より特色ある条例になったのではないかと思います。苦労してつくったものなので、これから活かされるよう願っている。町民の皆さんが理解していただくことを望んでいる。

委員

社会福祉協議会の代表として出席させていただきました。老人や子どもの問題もあるが、箱根町の人口も減っており、地域のコミュニティが、しっかりして

いかなければならないと思う。私の住んでいる地域にも保養所などがたくさんあるが、自治会に参加していないのが現状である。この自治基本条例を生かしていくためには、コミュニティの役割は不可欠なので、今後とも見守っていきたい。

委員

観光協会の役員の一員として、国際観光地箱根町の自治基本条例に少なからずお手伝いできたことは感無量である。「住民」と「町民」の違いすら分らなかった人間であるが、16回の委員会を重ね、やっと少し内容を理解できた。これからも町民でありながら、住民の心を持っていきたいと思う。

委員

商工会議所青年部の代表ということで参画をさせていただいた。まず、この会に招いていただいたことを感謝する。私の言葉で役員会などには告知をしてきており、来年度は例会の席上で、企画課長からレクチャーをしていただけたらと思う。

人口が減るということ、行政ではどうしてもできなくなることがあるということ、この時間で認識させていただいた。また、こういった委員会を企画、運営してきた中で、行政の方々の苦勞を目の当たりにし、いい経験をさせていただいた。これからもこういった機会があれば、またご指名いただけたらと思う。

委員長

皆さんありがとうございました。委員会を重ねていくうちに自治基本条例に対する内容把握、理解度が増してきたと思うが、当初は全く何をやるかさえ分からない状況で集まったわけである。それを一般の町民の方に理解していただくというのは難しいのではないかという心配はある。

今後は、町民の方々に我々が苦勞して積み重ねた条例案を広く認識していただける方法を考えていただければということをお願いしたいと思う。

町長

ただいま委員長から報告書を頂戴した。今日の会議を含め、策定委員会だけでも16回ということで、

しかも熱心に終始ご議論をいただいた。私も毎回、復命書をつぶさに拝見して、本当に熱心に協議をしていただいたということで感謝を申し上げる。

大変お忙しい皆さんのお時間を頂戴して、報告書を作り上げていただいた訳だが、策定委員会の委員さんが全員町民の方というか、事務局は行政が受け持ったが、こういう形は町で初めての試みということもあり、皆さんにも戸惑いがあったというご意見もあった。

箱根町としても、どうかという部分も確かにあり、大変なご努力をいただいた上、こういった報告書を出していただき、先ほどの感無量という言葉には、私も同感である。

これがまちの最高規範ということになるが、色々な自治体でこういった条例をつくっており、箱根町らしい特色ある自治基本条例になるのではないかと思う。

町としては6月の議会にこれを提案させていただき、平成21年4月に施行したいと考えている。条例の施行だけでなく、これを広く知らしめて、この条例が本当にこれからの行政運営に活かされるように、それは我々の責任として努めなければならないと思っている。ぜひ町民の皆さんにご理解をいただき、この条例が役割をしっかりと果たせるように努めていきたいと思う。

私は2期目だが、何とか行政に関心を持っていただき、皆さんの意見をいただくため、一つには審議会、あるいは委員会などにどしどし参加をしていただこうと、年齢を問わず幅広く参画をしていただこうとやってきた。

各審議会委員の3分の1は女性の皆さんである。本当は男性女性と数にとらわれることもないのだが、今までは、ほとんどが男性の多い構成であったため、まず手始めに3分の1にしていこうということである。まだまだ消防審議会など女性の委員さんが皆無の委員会もあるが、これからさらに女性の比率を高め、女性、年配、若い人たちにも参画をして

いただき、協働でこれからのことを作り上げていきたいと思っている。

地方分権一括法が施行されてだいぶ経つが、地方の自主・自立の大事な部分なのだと思う。これからも、これを一つの機会として、また参画をいただければありがたいと思うし、行政に一層の関心を持っていただければ幸いである。本当に長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。

副委員長

委員の皆さん、これまでに16回、約40時間になるが、真剣にご討議いただきありがとうございました。また、町長からも温かいねぎらいのお言葉をいただきありがとうございました。これからも、懇談会などに呼んでいただければ、いつでも参上したいと思う。それでは、(仮称)箱根町住民自治基本条例策定委員会を終了する。

一同

ありがとうございました。